

都市計画マスタープランの概要

- 1 . 策定の背景・目的
- 2 . 都市計画マスタープランとは
- 3 . 対象地域と目標年次



第1章

1 . 策定の背景・目的

合併前の旧取手市では平成 10 年 3 月に、旧藤代町では平成 12 年 8 月にそれぞれの都市計画マスタープランを策定し、これに基づくまちづくりを推進していましたが、両計画の目標年次前の平成 17 年 3 月に両市町は合併し、新たな取手市が誕生しました。そして、平成 19 年 4 月からは合併後初の総合計画である第五次取手市総合計画がスタートしています。

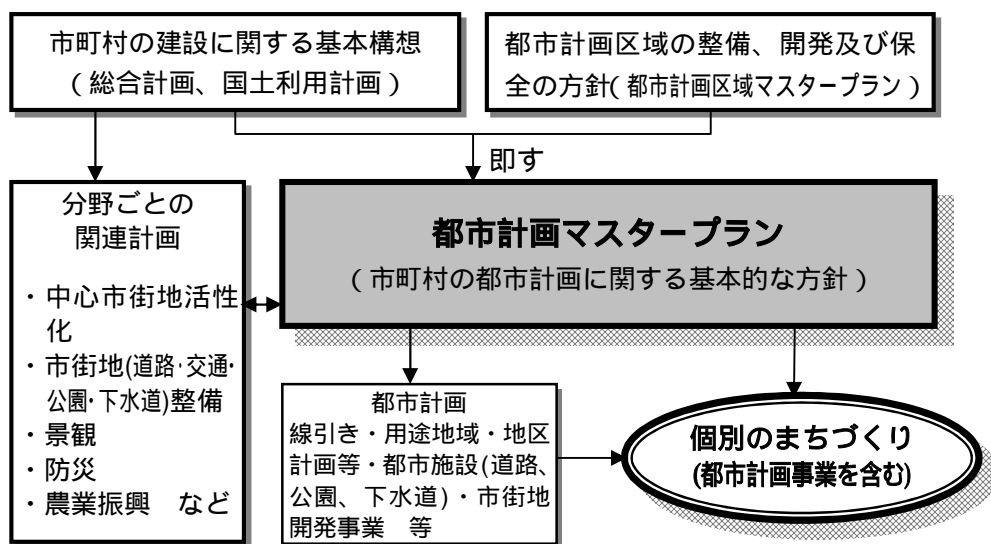
取手市都市計画マスタープランは、これらを踏まえて、新たな取手市のまちづくりの基本方針として定めるものです。

2 . 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が取り組むまちづくりの最も基本的な考え方となる計画です。

市町村が「都市計画マスタープラン」を定めるときは、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項に基づく市町村の基本構想(総合計画)及び国土利用計画法第 4 条に基づく市町村計画(国土利用計画)）とともに、都市計画法第 6 条の 2 に基づき県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めることとされています。

都市施設（道路・公園・下水道など）、地域地区、地区計画、土地区画整理事業、市街地再開発事業などの市町村が定める都市計画を決定するときは、このマスタープラン等に即したものでなければならないこととされています。



3 . 対象地域と目標年次

本マスタープランの対象地域は、市全域とします。

計画期間は、長期的な将来を見据えた概ね 20 年間として、目標年次を平成 42 年(2030 年)とします。